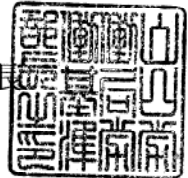




山口労基発 1224 第 2 号
令和元年 12 月 24 日

一般社団法人 山口県医師会長 殿

山口労働局労働基準部長



医業に従事する医師を対象とした労働時間等説明会の開催について

平素は、労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記につきましては、先般共催の承諾をいただいているところですが、
説明会の開催にあたり貴会各会員へ別紙案内を配布していただき、ご参加いた
だけるようご協力を賜りたく、何卒宜しくお願い申し上げます。



山口労働局労働基準部 監督課

担当 徳重(☎083-995-0370)

医療機関 各位

医業に従事する医師を対象とした

労働時間等説明会のご案内

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により労働基準法が改正され、時間外労働の上限規制の導入や年次有給休暇の確実な取得等が順次施行されているところです。

このうち労働基準法第36条に基づく時間外労働の上限規制の適用については、医業に従事する医師について5年間猶予されていますが、その間に長時間労働削減に関する自主的な取組を進めていただくことが重要です。

こうしたことから、今般、山口県医師会、山口県及び厚生労働省山口労働局の共催により改正労働基準法等の内容を含む労働時間の法制度に関する説明会を開催することとしました。

つきましては、多数のご参加をいただきますようご案内申し上げます。

1 開催日時

令和2年2月8日（土） 15時から17時まで

2 会場

山口県健康づくりセンター 第1研修室
（山口市吉敷下東3丁目1番1号）

3 説明内容

- (1) 医師の働き方改革について
 - ・ 時間外労働の上限規制
 - ・ 年5日の年次有給休暇の付与義務
- (2) 宿日直許可基準及び研鑽に係る労働時間に関する考え方について
- (3) 医師の労務管理に関するアンケート調査結果等

4 申込方法

裏面の参加票に必要事項を記載して山口労働局監督課あてファックスしてください。

また、質疑等があれば併せて記載してください。

問合せ

山口労働局 監督課 （担当 徳重）

山口市中河原町6-16

電話 083-995-0370

FAX 083-995-0376

※ 準備の関係から1月24日(金)までにお申込みください。

1 標記説明会に参加します。

医療機関名

連絡先電話番号 _____

参加者職氏名

職 名	氏 名

2 質問事項

(労働時間等労務管理について、ご質問があればお寄せください。)
